

令和2年

所得税が 大きく 変わります!!

Income tax

今年の税制はどう変わるのかな?? 読者の皆様も毎年気に
なっていることと思います。令和2年の税制改正について、当
社税務審理室、税理士の田村より改正のポイントをわかりやす
くお伝えさせていただきます。ぜひ、参考になさってください。

税務審理室(監査部) 税理士 田村 圭



令和2年から大きく変わる税金の代表が「所得税」
です。令和1年(令和2年3月16日までの申告期限)の
所得税は大きな変わりありませんでしたが、令和2年
から(令和3年3月15日までの申告期限)は基本的な
数字が大きく変わります。その主な内容としては平成
30年度の改正事項で、これが令和2年から適用される
ことになります。

影響が大きな項目としては

- ① 給与所得控除の引き下げ
- ② 公的年金等控除の引き下げ
- ③ 基礎控除の引き上げ

の3つが変わる事になります。

所得税の計算は、所得金額から各控除金額を差引い
て行われますが、今回の改正項目では、それぞれ「控
除」の金額が見直されています。『控除額が引き下げら
れる』ということは『税額が増える』、すなわち『増税』と
なります。一方、『控除額が引き上げられる』ということ
は『税額が減る』、すなわち『減税』となります。

では、具体的にケース別に見ていきましょう!

(1) 増税となるケース

① 給与収入のみの方

- 給与所得控除上限額の引下げの影響により、介護・
子育て世帯以外の給与収入850万円超の方は増
税となる。
- 基礎控除の遞減の影響により、介護・子育て世帯の
場合、給与収入が2,610万円超の方は増税となる。

② 公的年金等収入のある方

(「公的年金等に係る雑所得」がある場合)

- 公的年金等控除に上限額が設定されることにより、
公的年金等収入が1,000万円超の方は増税となる。
- 公的年金等以外の収入のある方は、「公的年金等に
係る雑所得」以外の所得の合計額が1,000万円超
の方は増税となる。

③ 給与収入や公的年金等収入のないフリーラン スや請負業などの自営業者などの方

- 基礎控除の递減の影響により、合計所得金額が
2,400万円超の方は増税となる。

(2) 減税となるケース

給与収入や公的年金等収入のないフリーランスや 請負業などの自営業者などの方

- 基礎控除引上げの影響のみが関係するため、合計
所得金額が2,400万円以下の方は減税となる。

(3) 影響がないケース

① 給与収入のみの方

- 介護・子育て世帯は給与収入2,610万円以下、介
護・子育て世帯以外は給与収入850万円以下の場
合は影響がない。

② 公的年金等収入のある方

- 公的年金等収入が1,000万円以下、かつ、「公的年
金等に係る雑所得」以外の所得の合計額が1,000
万円以下の場合は影響がない。

この改正の背景として、働き方の多様化を踏まえ、
様々な形で働く人をあまねく応援するとの考えがありま
す。今、日本では「少子高齢化に伴う生産年齢人口の
減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多
様化」などの状況に直面しています。こうした中、就業
機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作
ることが重要な課題になっており、政府はこの課題を解
決するため「働き方改革」の一環として、働く方の置か
れた個々の事情に応じ、多様な働き方を応援できる税
制、すなわち、働き方による不公平を解消するための改
正を行いました。

税制に完璧はありませんが、今回の改正については
政府の「働き方改革」に対する熱い思いを個人的には
感じてしまいます。

大きく
変わります!!